

「海外事業者に公平な課税適用を求める緊急フォーラム」
—— インターネットサービスにおける消費税制の是正を！ ——

【主催】

公益財団法人 文字・活字文化推進機構
海外事業者に公平な課税適用を求める協議会
インターネットサービスにおける公正な消費課税を求める連絡会

【開催主旨】

インターネットを通じたオンラインコンテンツ(電子書籍、音楽、映像等)やネット広告、クラウドといったインターネットサービスは、現在海外事業者が積極的に日本市場に参入し、国内事業者と競合しています。

しかし、これらのサービスにおける消費税は、国内事業者には課税される一方、海外から配信する事業者には課税されないという不公平な状態になっています。

そのため、国内企業は消費税相当額だけ価格競争上の不利な立場にたたされ、やむなく海外に拠点を移す事例も出始め、事業法人税や雇用の減少にもつながっていきます。今後さらに、消費税率が引き上げられることによって、問題の深刻さが懸念されます。

本緊急フォーラムでは、本件に取り組みられている国会議員の方々もお招きして国会での取り組み状況をお伺いするとともに、この問題の実態をより多くの関係者にご理解いただき、問題の是正にむけ関係者が一丸となって取り組んでいくことを目的としています。

【日時】

平成 26 年 4 月 10 日(木)
フォーラム 14:30～16:30
記者会見 17:00～18:00

【場所】

一橋大学一橋講堂(フォーラム会場) 特別会議室 102(記者会見会場)
〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内

【式次第】

司会(14:30～)

永井祥一(日本出版インフラセンター専務理事)

主催者挨拶(～14:35)

肥田美代子(海外事業者に公平な課税適用を求める協議会会長)

国会報告(14:35～15:15)※一部依頼中

三宅伸吾議員(自民党)

平木大作議員(公明党)

大久保勉議員(民主党)

桜内文城議員(日本維新の会)

これまでの活動と政府各党の動向について(15:15～15:35)

植村八潮(専修大学文学部教授)

海外事業者と消費課税問題(15:35～16:15)

三木義一(青山学院大学法学部教授)

声明文採択と朗読(16:15～16:20)

肥田美代子

閉会の挨拶(16:20～16:25)

高井昌史(紀伊國屋書店代表取締役社長／海外事業者に公平な課税適を求める協議会副会長／インターネットサービスにおける公正な消費課税を求める連絡会副代表幹事)

【申込み】

参加申し込みは下記のホームページより

http://www.aebs.or.jp/Taxation_applicable_forum.html

※定員に達し次第締め切らせていただきます。

お早めにお申し込みください。

海外事業者と消費税課税問題

三木義一(青山学院大)



消費税は難しい

- 課税取引
- 非課税取引
- 免税取引
- 不課税取引

違いがわかりますか？



消費税法における課税の原則

- 「国内取引」に課税:「国内において事業者が行った資産の譲渡等」(消費税法4条1項)
- 課税の対象:「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」(2条1項8号)

内外判定に関する関連条文

○ 消費税法

(課税の対象)

第4条3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

- 一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所(当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)
- 二 役務の提供である場合 当該役務の提供が行われた場所(当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたって行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)

1号(資産の譲渡)の場合 そうすると、
輸出取引は国内取引
輸入取引は国外取引

しかし、これでは消費に負担を求めるとい趣旨に合
わなくなる。輸出されたものは国外で消費され、輸入さ
れたものは国内で消費されるのが通例だからである。

そこで、
輸出取引は国内取引に該当するも輸出免税(法7条・8
条)とし、輸入については、国内取引に該当しなくとも保
税地域からの引取りの段階で消費税を課すこととしてい
る(法4条2項)。

2号(役務提供)の場合 そうすると、
日本におけるインターネットサービスを利用者は国
内で提供を受けているので、同じになるはず

→であれば、電子書籍問題などは生じないはず

* ところが→



内外判定に関する関連条文

○ 消費税法施行令

(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)

第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定める場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

七 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずる権利を含む。)又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(以下この号において「著作権等」という。) 著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

2 法第四条第三項第二号に規定する政令で定める役務の提供は、次の各号に掲げるとし、同項第二号に規定する政令で定める場所は、当該役務の提供役務の提供の区分に応じ当該役務の提供が行われる際における当該各号に定める場所とする。

七 前各号に掲げる役務の提供以外のもので国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの 役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

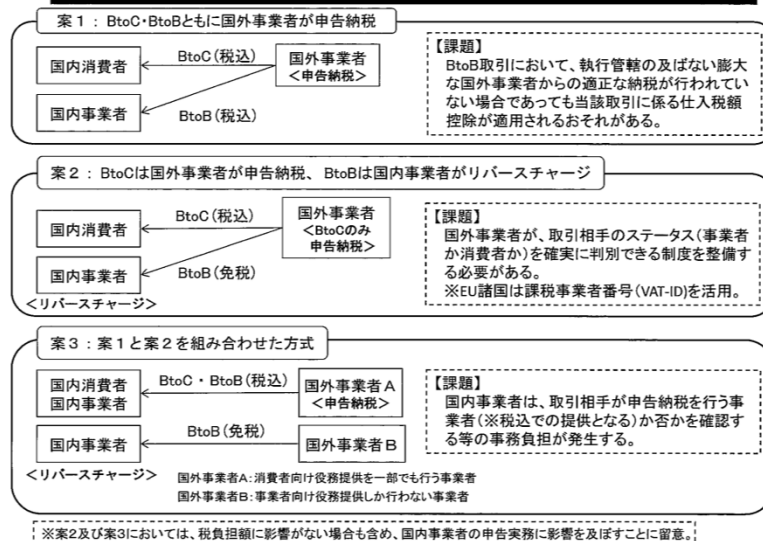


海外に事務所を作
られたら課税でき
なくなるんです。

どうしたらいいか

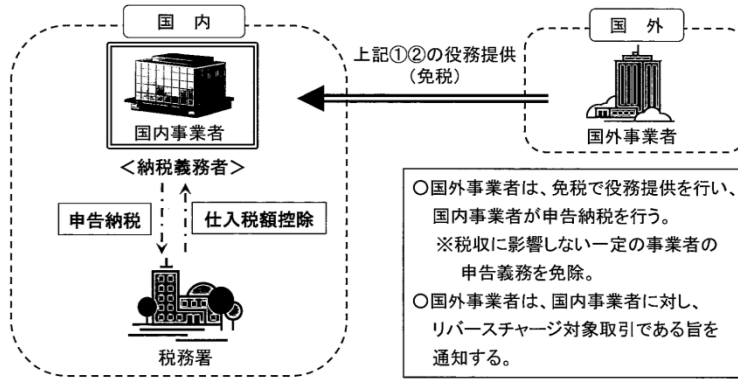
- 役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地
- 役務の提供を**受ける者**の所在地に改正？
- しかし、消費者は納税義務者ではない！
- 国外の業者をどう把握し、課税できるか？

昨年11月の国際課税DGに提示した課税方式案の比較



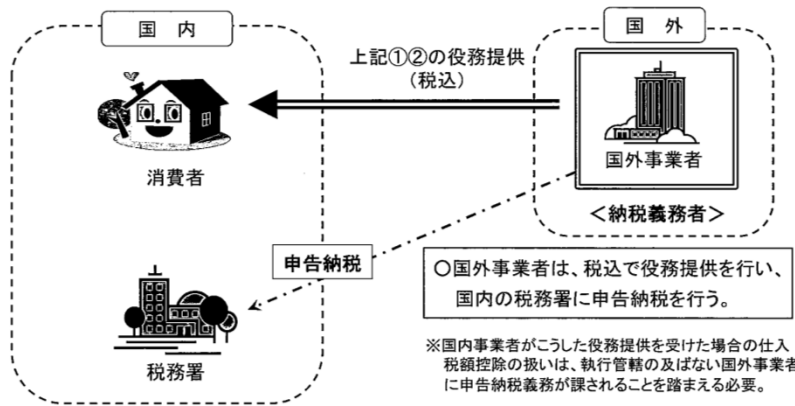
(案3'-I) 事業者向け取引に係る課税方式(リバースチャージ方式)

国外事業者が行う以下の役務提供について、国内事業者に申告納税義務を課す方式
 ①性質から見て通常事業者向けのもの(広告配信・法務サービス等)
 ②消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかな取引



(案3'-II) 消費者向け取引に係る課税方式(国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う以下の役務提供について、国外事業者に申告納税義務を課す方式
 ①性質から見て通常消費者向けのもの(電子書籍・音楽の配信等)
 ②消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかでない取引



内外判定の見直しについて

役務の提供の種類	内外判定の基準	
	現行制度	見直し案
役務の提供が行われた場所が明らかなもの(法4条3項2号)	役務の提供が行われた場所	同左
役務の提供が行われた場所が明らかなでないもの(令6条2項各号)		
① 国際運輸、国際通信、国際郵便	発地又は着地	同左
② 保険	保険契約の締結に係る事務所等の所在地	同左
③ プラント建設等に係る情報の提供等	プラント建設等に係る資材の大部分が調達される場所	同左
④ 情報の提供又は設計	役務の提供をする者の事務所等の所在地	役務の提供を受ける者の住所・居所又は本店・主たる事務所等の所在地 ※ 消費税法4条の改正により規定
⑤ ①～④に該当しないもの		

○ デジタルコンテンツの提供が役務の提供であることを明らかにするため、次の見直しを行う。

デジタルコンテンツの提供(電子書籍や音楽の配信等)については、「役務の提供」が「資産の譲渡等」かが不明確であるため、消費税法上、「役務の提供」として法令が適用されることを明らかにする(「課税方式の見直しについて」参照)。

おわりに

- **なお、輸徴法(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律)による格差にも留意**
- **消費税も国家の機能低下の影響を避けられない**
- **国際社会の動き...金融取引税などにも留意**

